

平成 31 年 3 月 30 日

浦安市立 富岡小学校

P T A 会長 正木 丈也 殿

要望者（代表） 富岡小学校 P T A 会員

住 所

氏 名

《件名》

平成 31 年 3 月 2 日開催の富岡小学校 P T A 運営委員会における決議事項に関する要望について

《趣旨説明》

本部役員会が平成 31 年 3 月 15 日付 P T A だより第 9 号にて会員へ報告した細則の改定と、同ホームページに掲載の「平成 31 年 3 月 2 日付 細則の制・改定および会則改定案の概要と詳細」に関し、「要望書」を提出いたします。記載の質問事項と指摘事項に対し、第 40 回富岡小学校 P T A 定期総会でのご回答を要望いたします。

尚、要望書は、複数の会員の賛同の意の元に提出いたしますので、P T A 会長におかれましては誠実にご対応くださいますよう、お願い致します。

要望書の概要は下記のとおりです。

記

1. 内容

本部役員会が平成 31 年 3 月 15 日付 P T A だより第 9 号にて会員へ報告した細則の改定と、同ホームページに掲載の「平成 31 年 3 月 2 日付 細則の制・改定および会則改定案の概要と詳細」に関する、見解と、質問事項および指摘事項

2. 要望

- ①質問事項に関しては、第 40 回富岡小学校 P T A 定期総会において、会員に見解と質問事項を開示の上、ご回答ください。尚、開示に関しては、会員に質問者の意図が十分に伝わるよう、原文を略することなく公にして頂きますようお願いいたします。
- ②指摘事項に関しては、その内容の正否を明らかにした結果とその理由をご回答ください。
- ③上記②の指摘事項が正しければ、その上でどのような対応を行う予定か、ご回答をお願いします。

以 上

1. 会則改定案について

改定案	(会則) 第 12 条 クラス委員 学級や学年内の親睦を図るため、また、専門部会の活動を推進するため、クラス委員を置く。 1. 児童の学級ごとに、保護者会員 4 名以内で構成する。<u>なお、学級内の保護者会員が 1 子 1 年の役員義務を満了している場合、学年単位で構成することができる。</u>
1. 改定案の経緯と内容	1 子 1 年の役員を務める権利と義務をお願いしている中で、クラス編成により役員従事出来ないまま、お子さんが卒業を迎えてしまう会員が生じております。このことに関し、会則を改定することで不公平感の是正を図ります。 なお、クラス委員は当該クラスに配置されることが理想であるため、細則にて学級懇談会において同意を得る事を条件とします。

1-A. 見解

「富岡小学校 P T A 会則改定案の 総会付議について」の記載に従えば、本改定は「役員義務不履行者に対する不公平感」つまり「役員を務めずに卒業していく不履行者への感情論」に対応することが目的とある。不履行者が何故役員を務めていないのかについて、「クラス編成」に原因を固定しており、他の原因に対する究明が行われておらず、不履行者が活動に参加するための対策が十分に検討されていない。

クラス委員を学年単位とする場合、「学級懇談会で同意を得る」とあるが、誰の同意をどのように得るのか、決定する条件が明確に定められていない。保護者は自分の学級に 2 巡目を作りたくないし、違うクラスの保護者が学級文化部設置の目的に照らしてその役割を果たせるのか、学級懇談会で同意を得るため選考部はそれぞれの級を行ったり来たりするのかなど、課題が多いと考えられ、実行可能な制度とするには検討が浅い、または、制度に対する周知が足りない。

これらから、本改定は選考活動を円滑に実施することに限られた改善であるといえる。

もしも「役員の負担を均等に割り振る」ことを「公平」と呼ぶのであれば、各学年から本部役員、地域協力委員を選出する人数を定めるべきである。クラス委員以外の役員を多く選出した学年は、2 巡目の付与が他の学年よりも早くなり、2 巡目を務める保護者の数も増える。然しながら、自主的かつ任意的な団体である P T A 組織において「役員義務」を均して配分することが果たして「公平」なのか、その存在意義と目的に照らして再考する必要はないだろうか。

1-B. 質問事項

- ①「不公平感」をもたらす原因となっている「不履行者」は、過去、各学年に何人存在したか?
- ②今回の改定の大本の理由となっている「不公平感」の存在の証明を求める。

* どのような不公平感なのか（具体的に）

* 調査方法と調査対象

* 不公平感をいただいている人の数や会員に対する割合

③ 「不公平感」を抱いていない人に対する配慮。

* 調査の結果、不公平感を抱いていない会員に意見を聞いたか？

* また、改定がその人々に与える影響について運営委員会はどのように考えたか。

2. 「細則 役員選考規定」の改定について

(1) 改定に至る経緯について

1. 改定に至る経緯

共働き世帯の増加や学級児童数の減少に伴い、現行の細則では「1 子につき 1 年以上の役員を務める権利と義務」の履行が難しい側面があります。6 年間で 24 名のクラス委員と約 10 名の本部役員・地域協力委員のポストがあり、学級児童数が少ない場合、おのずと 2 巡目の役員をお願いすることとなってしまいます。役員数の大規模な減数を考慮すべきなのかもしれませんが、PTA 活動の目的「児童の健全な成長に貢献すること」を考えると、安易に減ずることは難しい状況です。このため、2 巡目の役員選考方法について規定する必要が生じています。

2- (1) B. 質問事項

「富岡小学校 PTA 細則改定の提案について」に記載された改定理由には「児童の健全な成長に貢献する」ためとあるが、現在の役員数を維持しないと児童の健全な成長に貢献できない課題とは具体的に何か、運営委員会の見解を求める。

(2) 義務の理解と 2 巡目義務の明確化について

9. 役員義務の付与と満了認定について

(1) 1 子 1 年の役員義務は各家庭に付与される。各家庭において在籍児童が 1 子増すごとに、家庭に付与される役員義務数も 1 年ずつ加算される。

(2) 原則として、1 年間の役員従事をもって 1 年の役員義務を満了したと認定する。

10. 学級または学年における選考対象者の全員が 1 子 1 年義務を満了した場合について

(1) 各家庭が役員を務める権利と義務を執行し、学級または学年における全ての会員が 1 子 1 年の役員義務を満了した場合は、1 巡目の役員義務が満了したものとして、2 巡目の役員を務める義務が生じる。

2 巡目の選考活動は、前 3 項、前 7 項および前 8 項による。

2- (2) A. 見解

会則第 3 章第 8 条に「保護者会員は、1 子につき 1 年以上、役員を務める権利と義務を有する。」と定められている。権利と義務を有するのは「保護者会員」であり「家庭」ではない。会則を正しく理解すれば、選考部から付与されるものでもなく、加算されるものでもない。「1 子 1 年以上」という会則に類似した事を述べているように見えるが、実際には 10 項において「2 巡目の役員を務める義務

が生じる」と断言することにより、2 巡目の義務を明確化しており、即ちそれは「1 子 2 年以上」の意となり、会則に抵触していると考える。

このように追加条項は、全会員に対する義務を増大させるという影響があり次の課題が考えられる。

現状は、会則の前文「会員は、お互いに価値観の多様性を尊重し…」に従い 1 子 2 年以上、自らの意思で役員を担う会員が存在する。今回の 2 巡目の明確な義務化によって、その善意は必要なくなり、結果、会員の善意が弱くなる、または、善意を持つ会員が減少することは容易に推測できる。

2 巡目の明確な義務化により高学年において役員を選出する際に候補者が増え、選考活動は円滑になるものの、「会則改定案」にあるような不公平感をもたらす、義務不履行者が活動に参加していない根本原因を解決したものではない。よって、半ば強制的に「役員」に就かされた保護者会員は「不履行」から「不参加」にシフトするのみで、結果「善意で参加している会員の負担が増加する」ことになるだろう。ここに新たな不公平感が生まれる可能性もある。また、多くの会員の少しずつの善意と助け合う心によって支えられてきた状況に歪が生まれ、仕事・心身等の事由・あるいは家庭の事情などで役員を務めることが困難な会員にとっては、負担が増し、精神的にも実際にも追い詰められた状況になるだろう。つまり本改定は、「役員義務を果たすこと」＝「PTA 活動に参加すること。PTA の目的である。」かのように義務を強化するが、会則の前文に反し、且つ、悪循環による活動の質の低下や、更なる感情論の発生など、何も改善できないと推測する。

以上のように、当該条項の制定は、会員全員に影響を与える事項である。よって会則に記載すべきもの、つまり総会で会員の同意を得る必要がある事項と考える。「役員選考規定」はその名の通り「役員を選考する際の専門部会の活動における細かい規則」を定めるべき規定であり、会員に義務を付与することを述べられる類の規定ではない。このような重要事項を運営委員会のみ承認で決議し、なおかつ広く会員へその事前開示もないままに改定を進めたことは会員に対する本部役員の義務を怠っているのではないか。運営委員会の権限を逸脱した行為、会員への裏切りと捉えられても仕方のない状況であると考える。

2－（２）B．質問事項

- ①前文「会員はお互いに価値観の多様性を尊重しながら、円滑な協力関係を築き、共に活動することによって本会の目的を達成する。」に述べられている内容と、当細則の改定内容との関係性について会長の見解を求める。
- ②上の A の見解に述べられているような、細則の改定による多くのデメリット各々に対して、運営委員会の見解を求める。
- ③②のデメリットを上回るメリットがある場合は、その理由と共に回答願う。
- ④運営委員会が、本条項を「会則ではなく細則」への追加でよいと判断した理由、その判断に至った議事録等、検討過程の記録の開示を求める。

（３）役員選考部会の成立要件について

また、現行細則によりますと、選考部会の成立要件が厳しく、円滑な選考活動の支障となっており
ます。さらに、当会では富岡中学校との相互協定により、毎年「役員選考 候補義務の免除者」が生

第3条 選考活動

役員選考部会は、次に従い、本会の趣旨に基づいた活動を行うことのできる、役員候補者の選考・選出活動を行う。

1. 役員選考部会は、部員の 3分の2以上過半数の出席により成立し、代理及び委任状は認めない。
2. 役員選考部会は前項により開催・決定することが原則であるが、やむを得ず前項の成立条件を満たせない場合は、書面や SNS などを活用して部員に周知を図ることとし、部員の 3分の2以上の賛同をもって成立・決定とみなすことができる。

2-(3) A. 見解

「富岡小学校 PTA 細則改定の提案について」の記載によると、この役員選考部会の成立・決議条件の変更は「選考部員の負担低減」を目的としている。その対策として、「通常の部会」と「役員選考部会」を区別して成立要件を適応させることについては、理解する。

しかし選考部の活動は既に細則に定められたとおり「本会の趣旨に基づいた活動を行うことのできる、役員候補者の選考・選出」であり、PTA運営の中枢部の選出に携わっている。中枢部の活動は当然のことながら全会員に大きな影響をもたらすものであるから、役員選考は非常に重要な活動である。このように重要な事項を決定する「役員選考部会」の成立は、PTAに対する攻撃や悪意を防止したり、極めて少人数で安易に役員を選考するなど、組織の弱体化に繋がるような事態を防止したりするために、他の専門部会とは一線を画し成立条件を設けているものである。現行規定のとおり選考部会が運営委員会や本部役員会の成立条件同等となっている理由は明確かつ必然である。

2-(3) B. 質問事項

- ①今回の緩和の目的は「選考部の円滑な運営」とある。上記「成立条件」よりも優先される選考部の「円滑な運営」とは何を指したもののか。
- ②また「円滑な運営」のための改善策を「成立条件の緩和」と判断した理由、他の施策を検討したかどうか、また却下となった施策など検討過程を開示願う。

(4) 義務を遂行したと見なす条件と、その管理について

(3) 複数の在籍児童がいる家庭においては、高学年の児童に付随した役員義務を優先して執行する。上の子の役員義務を満了する前に、下の子に付随する役員となった場合は、就任した役員の任務を全うするものの、上の子の役員義務を執行したものと認定する。前述の通り、役員義務の満了認定は、当該家庭の高学年児童に付随するものを優先的に執行する。

(2) 2巡目の役員義務を執行し満了した時は、2巡目執行中に富岡小学校に在籍する当該家庭内の全ての子に、2巡目満了を加算する。

補足① 細則・会則の改定は不要ですが、H31年度(2019年度)より選考部員数を減じます。具体的には、6年のクラス委員の内、選考部員を不要とします。

2-(4) A. 見解

2巡目の管理、役員カウントの付け替えなど煩雑な作業と、兄弟姉妹の在籍期間を通した長い年月にかけての管理が、選考部に新たな仕事として加わることになる。仕事が増加するにも関わらず選考部員を

減ずる施策は、前項「選考部の円滑な運営」と矛盾する。

2－（４）Ｂ．質問事項

- ① 6 年生の選考部員を不要とした理由は何か。
- ② 負担が増える上に部員が減少することについて、選考部は了承しているのか。
- ③ 選考部に意見を徴聴した結果を開示願う。
- ④ 前項「選考部の円滑な運営」と矛盾することに対する見解。もし矛盾しないならその理由。

（５）細則 役員選考規定 に記載の表について

2－（５）Ａ．指摘事項

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
役職内容			役員1年目 妹クラス委員		役員2年目 兄クラス委員		役員3年目 本部書記	
兄 役員カウント	小1	小2	小3 執行中	小4 1年	小5 2巡目執行中	小6 1年+2巡目	中1 卒業済 (富中免除)	中2 卒業済
妹 役員カウント	年中	年長	小1 0年	小2 0年	小3 0年	小4 0年+2巡目	小5 執行中+2巡目	小6 1年+2巡目

- ① カウントが付与される年度がずれている。もしも1年役務を務めることで満了することを、1秒単位で拘ったとしても、即ち年度末の 3/31 23:59.9999999 秒に付与されるべきで、それは役員を務めた年度内である。翌年度にカウントを付与するとすると、子どもが6年生の時に役員を務めた分はカウントされないまま、子どもが中1になってからカウントされるという不可解な事態を引き起こし、保護者に混乱も招く。

義務と権利は既に「1子1年以上」と会則で定められており、それ以上でもそれ以下でもない。

また各役員の任期も会則で定めているからして、1年を満たさず役員を退任するなど何らかの事情で役員の義務を1年間果たせなかった場合のみ、運用で適切な対応策を考えればよい。役員を途中で辞めるケース想定したカウント方法で、選考部の業務を複雑化し、保護者の誤解も招きかねない。

■修正版：2巡目ルール

兄	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
妹	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6
役職内容			役員1回目 妹 クラス委員		役員2回目 兄 クラス委員		役員3回目 妹 本部書記	
義務	1子1年 2巡目	1子1年 2巡目	1子1年 2巡目	1子1年 2巡目	1子1年 2巡目	1子1年 2巡目	1子1年 2巡目	1子1年 2巡目
兄カウント	0 0	0 0	1 0	1 0	1 1	1 1	卒業済 (富中免除)	
妹カウント			0 0	0 0	0 1	0 1	1 1	1 1

- ② 図中、兄のクラス役員を執行している時点では、妹は小3であり、妹のクラス及び学年の保護者全てが役員を務めてしまった可能性は低い。(24人のクラス役員と10名の本部役員の仮定) 妹の学年では2巡目の義務はまだ発生おらず、当然の事ながら存在しない義務に対し執行済みの認定はできない。そもそも、状況はその時になってみなければ分からないはずで、妹の学年は6年生まで2巡

目が発生しない場合もあり得る。

「役員」の「役割」はそれが必要とされる時に果たされることがその目的に最も叶う。

(6) 2 巡目で免除される役割について

5. 1 子 1 年の役員従事義務を既に満了している委員は、専門部会内の正・副部長および書記・会計の任を免除する。
ただし、本人が立候補する場合はこの限りではない。

2 - (6) A. 見解

部長・副部長・本部役員などの役職の経験者の中には、本会の方針や活動に対する理解や知識を他の会員より強く持つ方が含まれる。もともとボランティア精神の強い方や、経験を通じご理解くださるなど理由は複数あると考えられるが、このような方々は、本会の財産とも言える貴重な人材である。

多数の会員が敬遠しがちな 1 子 2 年目以上の役員選出では、このような方々の引き受け申し出によって、これを解決してきたと考える。但し、このような方々にとっても、2 年目以降も重役を担う負担は大きいと考えられる。よって、1 年目に役職を経験し、2 年目以上役員を引き受けてくださる方々のために負担を減らすルールを追加があれば、引き受けを申し出てくださる方の増加が期待できる。これにより、役員選出の難易度を低減することができると共に、1 年目の経験や知識から初めて役員を務める方のサポートや、質や効率のよい活動に向けて改善を行うなど、PTA に貢献していただけるという効果に繋がると考える。加えて前述の「ボランティア精神の強い方、役員経験を通じご理解くださる方」は役職経験者のみならず、クラス役員経験者にも当てはまると考え、2 年目以降の役職免除対象を広げると、より多くの貴重な人材、つまり 1 子 2 年以上役員を担う方々の増加が期待できる。

改定は上記を考え作成した内容と推測するが、その内容は、1 年目に役職を務めた会員と、役職のないクラス役員を務めた会員の両方が、同じ条件で 1 子 2 年目以降は役職を免除されるとある。つまり、全会員に対して 1 子 1 年目以外は役職にはあたらないことを保証している。

これに従った場合、1 子 2 年目以上の役員の選出は高学年から発生するため、役職免除の対象者は高学年に多くなる。よって、現状と比べ役職を務めることになる会員は中・低学年に偏る傾向となる。免除対象を 1 子 1 年目以外の全員とした場合と、1 年目に役職を務めた方に限る場合では、その偏りの差は全員とした場合の方が大きくなる。この傾向がよいか否かの判断は難しい。

2 - (6) B. 質問事項

① 2 巡目の免除を正副部長に限定し、本部役員が含まれない理由

② 役職を務める会員が現状と比較し、中・低学年に偏る傾向になる可能性についての見解

以 上

文責：